

札幌市公共ます設置業務仕様書 新旧対照表

	現行	改訂	改訂内容
全文において	・土木工事仕様書 ・管渠工事仕様書	・札幌市土木工事共通仕様書 ・下水道管きょ工事仕様書	文言の整理
総目次	第12章 建設工事公衆災害防止要綱	第12章の削除。	章の削除
第1章 総則 1-2 用語の定義	43. SWASとは、社団法人日本下水道協会の制定した下水道用資器材に係る日本下水道協会規格をいう。	43. JSWASとは、公益社団法人日本下水道協会の制定した下水道用資器材に係る日本下水道協会規格をいう。	文言の追加
1-17 建設副産物	6. 受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、業務監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない。	6. 建設副産物で最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、「北海道循環資源利用促進税」が課税されるので、適正に処理すること。	文章の差し替え
1-22 完了検査	1. 受託者は、ます契約約款第30条(検査)の規定に基づき、業務完了届(様式1-10)及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額(少数以下切捨て)(業務集計書(様式1-7及び1-8))等を成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。	1. 受託者は、ます契約約款第30条(検査)の規定に基づき、業務完了届(様式1-10)及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額(少数以下切捨て)(業務集計書(様式8-1及び8-2))等を成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。	訂正
1-23 業務の部分完了	1. 受託者は、1箇月(30日)以上の施工終了分について、出来高に応じた委託料の請求を行うことができる。なお6箇月(180日)以内に1度は部分清算を行うものとする。(業務部分完了届による)	1. 受託者は、1箇月(30日)以上の施工終了分について、出来高に応じた委託料の請求を行うことができる。なお6箇月(180日)以内に1度は部分完了を行うものとする。(業務部分完了届による)	訂正
1-32 適用すべき諸基準	1. 受託者は、特に定めのない事項については、「札幌市土木工事共通仕様書 1-3-2-1 適用すべき書基準」に記載の基準類によらなければならない。	1. 受託者は、特に定めのない事項については、「札幌市土木工事共通仕様書 1-3-2-1 適用すべき諸基準」に記載の基準類によらなければならない。	訂正

	現行	改訂	改訂内容
1-3-3 官公庁への手続き等	8. 受託者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受託者は、交渉に先立ち、業務監督員に事前報告のうえ、これらの交渉に当っては誠意をもってその解決に当たらなければならない。	8. 受託者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受託者は、交渉に先立ち、業務監督員に事前報告のうえ、これらの交渉に当っては誠意をもって対応しなければならない。	訂正
1-3-6 提出書類	<p>1. 受託者は、提出書類を本仕様書の様式集等に基づいて、業務監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。受託者は、業務の着手及び部分完了・完了にあたり、次の書類を監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。</p> <p>※ 主任技術者（監理技術者）は、特定共同企業体においては構成員ごとに配置すること。また、業務代理人補は、2現場以上の同時稼動時に常駐できるように2名以上配置すること。なお、主任技術者は業務代理人又は業務代理人補を兼ねることができる。</p>	<p>1. 受託者は、提出書類を本仕様書の様式集等に基づいて、業務監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。受託者は、業務の着手及び部分完了・完了にあたり、次の書類を監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。</p> <p>※ 主任技術者（監理技術者）は、特定共同企業体においては構成員ごとに配置すること。また、業務代理人補は、3現場以上の同時稼動時に常駐できるように2名以上配置すること。なお、主任技術者は業務代理人又は業務代理人補を兼ねることができる。</p>	訂正
第2章 工事現場 安全管理 2-1 事故防止	3. 受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 29 年4月 21 日内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置	3. 受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 30 年 12 月内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び	訂正 -

	現行	改訂	改訂内容
	<p>基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>8. 受託者は、設計図書に他の請負人と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する工事の請負人と緊密に打ち合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p>	<p>道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>8. 受託者は、設計図書に他の請負人と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する工事の請負人と綿密に打ち合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p>	
2-5 交通安全管 理	（全文削除）	交通安全管理については「2-1 事故防止」による。	全文削除 文章追加
2-8 安全対策	<p>5. 受託者は、工事現場付近に児童に関する施設があつて、児童がしばしば工事現場を通行する場合については、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して児童に注意を喚起しなければならない。歩道を工事等で占用する場合又は、歩車道区分のない道路では、車両の交通の用に供する部分との境には、保安柵等を設置（「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠）し歩行者が安全で安心して通行できるよう歩行者のための通路を確保し、必要に応じ交通誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。なお、歩行に支障のないよう、資・機器材の整理、整頓に努めなければならない。</p>	5. 受託者は、工事現場付近に児童に関する施設があつて、児童がしばしば工事現場を通行する場合については、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して児童に注意を喚起しなければならない。	文章削除
第3章 材料 3-2 材料の見本 又は提出	<p>1. 受託者は、工事に使用した材料の品質を証明する資料（試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書）を受託者の責任において整備、保管し、業務監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	1. 受託者は、工事に使用した材料の品質を証明する資料（試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書）を受託者の責任において整備、保管し、業務監督員から請求があった場合は、直ちに提示する。	文言の削除

	現行	改訂	改訂内容
3-6 土質材料、 石材及び 骨材	<p>7. コンクリート再生骨材</p> <p>② 路盤材料</p> <p>ア) コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、業務監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1 mm/h 以下でなければならない。</p>	<p>7. コンクリート再生骨材</p> <p>② 路盤材料</p> <p>ア) コンクリート再生骨材による路盤材料は、表一1に示す品質規格と凍上試験に合格するもので、業務監督員の承諾を得た材料を使用するものとする。</p>	訂正
3-8 コンクリー ト	<p>1. 適用すべき諸基準</p> <p>下水道工事に使用するコンクリートは、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は業務監督員に確認をもとめなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） (平成 25 年 3 月) ② 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） (平成 25 年 3 月) ③ 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成 24 年 6 月) ④ 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成 14 年 7 月) ⑤ 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成 19 年 8 月) ⑥ 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接 継手工事 (平成 21 年 4 月) ⑦ その他（共通仕様書 1-5-2-1 適用すべき書基準） 	<p>1. 適用すべき諸基準</p> <p>下水道工事に使用するコンクリートは、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は業務監督員に確認をもとめなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） (平成 30 年 3 月) ② 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） (平成 30 年 3 月) ③ 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成 24 年 6 月) ④ 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成 14 年 7 月) ⑤ 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成 19 年 8 月) ⑥ 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接 継手工事 (平成 21 年 4 月) ⑦ その他（共通仕様書 1-5-2-1 適用すべき書基準） 	訂正

	現行	改訂	改訂内容
第8章 建設副産物 8-3 履行計画	<p>受託者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、碎石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る入力システムにより「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る入力システムにより「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る入力システムにより作成し、業務監督員に提出するとともに1年間保管しなければならないすること。</p>	<p>受託者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、碎石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により作成し、業務監督員に提出するとともに1年間保管しなければならないすること。</p>	訂正
第11章 履行管理基準 11-13 写真管理基準	<p>3. 工事写真の撮影基準</p> <p>工事写真の撮影は以下の要領で行う。</p> <p>(1) 撮影頻度</p> <p>工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表に示すものを標準とする。</p>	<p>3. 工事写真の撮影基準</p> <p>工事写真の撮影は以下の要領で行う。</p> <p>(1) 撮影頻度</p> <p>工事写真の撮影頻度は、11-23 写真管理項目に示すものを標準とする。</p>	訂正

	現行	改訂	改訂内容
11-14 写真の省略	<p>工事写真は次の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 業務監督員及び社内検査員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p>	<p>工事写真は次の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 業務監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p>	文言の削除
11-18 工事写真の提出部数及び形式	<p>工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。</p> <p>(1) 工事写真は、工事写真帳とし、1部提出すること。また、併せてダイジェスト版を1部提出するものとする。</p>	<p>工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。</p> <p>(1) 工事写真は、電子媒体又は工事写真帳とし、1部提出すること。また、併せて工事写真帳（ダイジェスト版）を1部提出するものとする。</p>	文言の追加
11-21 用語の定義	<p>3. 「提出頻度」の「不要」とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。（資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-11-3）</p>	(文章の削除)	文章の削除
第12章 建設工事 公衆災害 防止要綱	(第12章の削除)	(第12章の削除)	章の削除